

Lenovo Services (1年継続)のご提供条件

注意:包装開封前に本ご提供条件をご熟読いただき、Lenovo Services(1年継続)(以下「本サービス」といいます)の内容をご理解ください。本ご提供条件にご同意いただけない場合は、本パッケージ購入後8日以内に未開封の本パッケージを購入元に返送して代金の返還をご請求ください。本サービスをご利用いただくには、本パッケージに同封の「登録票記入要領」に従って、同じく同封の「Lenovo Services登録票」(以下「登録票」といいます)により登録していただく必要があります。一旦、本パッケージを開封されますと、登録の有無に関わらず返金には応じかねますのでご承知ください。

第1条 サービスの内容

1. ご提供するサービス内容

- 本サービスは保守サービスであり、レノボ・エンタープライズ・ソリューションズ株式会社(以下「Lenovo」といいます)は、本サービスをその購入者(以下「お客様」といいます)に提供いたします。
- Lenovoは、お客様が登録票に記載し、第2条第1項の条件を満たす機械(以下「サービス対象機械」といいます。)に関してLenovo所定の仕様と通りの良好な稼動を維持するため、お客様の要請に応じて、お客様指定の場所で故障機械を修理し、または他の機械への取替えをいたします。
- 機械の一部の部品はCRU(Customer Replaceable Unit:お客様交換可能ユニット)として設計されています。Lenovoは、本サービスで障害箇所がCRU部品の場合でも、新しいCRU部品とともにLenovo技術員がお客様の機械設置場所を訪問して交換作業を実施いたします。CRUにはキーボード、メモリー、ハードディスク等が含まれます。
- その他については、下記のWebサイトの補足規定をご参照下さい。
http://www.ibm.com/services/jp/ja/it-services/svcpac_tscs.html

2. 本サービスのご提供時間

本サービスのサービス時間帯は、本紙に貼付されるバーコード・シールに記載されています。

3. 本サービスのご提供場所

本サービスは、日本国内のLenovo所定のサービス地域内において提供されます。

第2条 サービスの前提条件

「Lenovo所定の期間」内に本サービスが登録される場合は、次の条項が適用されます。

「Lenovo所定の期間」とは、製品保証期間、Lenovo機械保守サービス契約期間、本サービス契約期間またはLenovo Services 契約期間のいずれかの期間を意味します。

- 本サービスのサービス対象機器は、Lenovoの次のWebサイトに記載された機械のみとなります。
<http://www.ibm.com/jp/services/its/support/servicepac/init.wss?searchType=machineType>
お客様は、ウェブサイトにてサービス対象機械として記載されていない機種・型式を登録することはできません。お客様がサービスを必要とする機種・型式が記載されていない場合は本サービスの購入元にご照会ください。本サービスは、お客様からの登録票をLenovoが確認した場合にのみ有効となります。また、ウェブサイトの対象機械は予告なく変更されることがあります。
- 本サービスにより交換された旧部品または機械は、LenovoまたはLenovoが部品の供給、管理を委託する第三者の所有となります。お客様は、取り外された部品または交換された機械がLenovo純正品で、かつ変更が加えられていないこと、および、取り外される部品に取り外しを妨げる担保等の法的な制約がないことを保証します。
- お客様は、本サービスによるサービスを要求される場合、プログラム、データおよび取り外し可能な記録媒体ならびにすべてのLenovo製でない部品、付加物または変更物をサービス対象機械から取り外していただきます。また、必要なプログラムまたはデータのバックアップを取るのをお客様の責任となります
- Lenovoは、サービス対象機械の修理または取替のいずれかを選択できるものとします。
- お客様は、本サービス登録の時点でサービス対象機械が良好に稼動中であり、損傷がないこと、またはLenovoもしくはLenovoビジネスパートナーから購入しCSUと指定された型式変更もしくは機構の取り付け・取り外し以外の変更もしくは改造がなされていないことを確認していただきます。また、サービス提供に際してLenovoが検査を必要とする場合には、Lenovoはいつでもサービス対象機械の検査ができるものとします。この検査によりLenovoにてサービス対象機械がサービス提供レベルにないと判断した場合、サービス対象機械をお客様の責任でサービス提供レベルにさせていただきます。

第3条 サービスの適用除外

本サービスには次のサービスは含まれません。

- 事故、災害、機械の移動、誤用、改造、付加、データ処理目的以外の使用、Lenovo所定の設備条件に合致しない稼動環境、Lenovo以外の者により提供されたサービスまたは変更、消耗品等Lenovo以外の責に帰すべき事由により生じた機械の損壊に対するサービス
- パーツIDラベルが変更もしくは取り外された機械の修復またはパーツIDラベルが変更もしくは取り外されたことにより増加したサービス
- アクセサリ、サブライ目、フレーム、カバー、および電池等の特定品目に対するサービス

第4条 サービス開始日および終了日

- サービス開始日は、お客様が本サービスを希望される機械について第2条記載の「Lenovo所定の期間」中にLenovoが登録票を受領した場合には、「Lenovo所定の期間」の満了日の翌日とします。
- サービス終了日は、「Lenovo所定の期間」満了日の1年後の応当日、またはサービス対象機械の保守サービス廃止日のいずれか早い日とします。
- Lenovoは、サービス期間が1年未満になる場合でも、お客様のお支払い済み料金は返金しないものとします。

第5条 お支払い条件

お客様は、本サービスをLenovoより購入された場合にはLenovo所定の条件で、Lenovoビジネス・パートナーより購入された場合にはLenovoビジネス・パートナー所定の条件でお支払いを行なっていただきます。

第6条 責任の制限

- Lenovoが合理的な範囲で繰り返し本サービスによるサービスを行なったにもかかわらず、サービス対象機械を良好な稼動状態に回復できなかった場合には、Lenovoは、次の範囲内で損害賠償の責任を負います。
- 前項の場合を含めて、お客様がLenovoの責に帰すべき事由に基づいて救済を求めるすべての場合において、Lenovoの損害賠償責任は、請求の原因を問わずお客様に現実発生した通常かつ直接の損害に対する、損害発生時の直接原因となった本サービス料金を限度とする金銭賠償に限られます。
- Lenovoは、いかなる場合にも、Lenovoの責に帰すことのできない事由から生じた損害、Lenovoの予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益、第三者からの賠償請求に基づくお客様の損害ならびにデータおよびプログラムなど無体物の損害については、責任をおいしません。

第7条 その他

- Lenovoは、本サービスによりサービス対象機械の実行が中断しないこと、もしくはその実行に誤りがないこと、またはすべての誤りが修正されることを保証するものではありません。
- Lenovoが一般に保守サービスを廃止した機械は、本サービスの提供を受けることはできません。
- お客様は、サービス対象機械の設置場所、氏名、住所等登録票に記載した内容に変更が発生した場合は、すみやかにLenovoへ通知するものとします。
- お客様は、サービス対象機械の所有者でない場合には、本サービスを受けることにつき所有者の承諾を得てください。
- お客様は、Lenovoが本サービスのため適時かつ安全に作業を行うことができるようにします。
- 両当事者間で取り交わされる情報は、別途Lenovo所定の機密保持契約書を締結する場合を除き機密として扱いません。
- 本契約の履行に伴い、Lenovoがお客様から個人情報の開示または提供を受ける場合(次項に定めるもののみの開示または提供を受ける場合を除きます。)(は、別紙記載の個人情報取り扱いに関する規定または両当事者間で別途締結するLenovo所定の個人情報取り扱いに関する覚書の規定に従い、当該個人情報を取り扱うものとします。
- お客様は、LenovoおよびLenovoの関連会社がお客様の連絡先個人情報(名前、電話番号、電子メール・アドレスを含みます。)を、Lenovoが営業を行う地域に保存し使用することに同意し、当該情報の使用、開示および再開示について情報主体からの同意を得ていることを確認します。かかる情報はLenovoとお客様との取引に関連して管理、使用されるものとし、LenovoおよびLenovoの関連会社の委託先、Lenovoビジネス・パートナー、事業継承先に対して、お客様との連絡を含む、それらの一般的事業目的内の用途(例えば、受注処理、販売促進、市場調査等)のために提供されることがあります。
- 本契約に基づきいかなる請求権も、請求が可能となった時から24か月を経過した場合には時効により消滅します。
- 本サービスがお客様の理由により解約された場合は、支払済料金は一切返金されません。
- Lenovoは、Lenovoが選択する第三者を使用して本サービスを提供することがあります。
- お客様は、Lenovoの書面による事前の同意がない限り本契約に基づく契約上の地位および権利義務を第三者に譲渡もしくは移転、または本サービスを再販することはできません。
- お客様には、「登録票」またはそのコピーをお客様の責任において管理していただきます。これは、本サービスによるサービスを依頼される時に必要となる場合があります。
- お客様またはLenovoは相手方の資産、信用または事業に重大な変化が生じ、本契約に基づく債務の履行が困難になる恐れがあると認められるときは、相手方に対する書面による通知によりいつでも本契約を解約できます。
- 本ご提供条件は、消費者保護法規によるお客様の権利を変更するものではありません。

‘Lenovo’は米国およびその他の国における商標です。

バーコード・シールは表と裏2枚貼り付けてください。



レノボ・エンタープライズ・ソリューションズ株式会社

〒101-0021 東京都千代田区外神田4-14-1

TEL:0120-13-0984(番号案内)

09-2014 Printed in Japan

- 仕様は事前の予告なしに変更する場合があります
- 製品、サービス等詳細については、弊社もしくはLenovoビジネスパートナーの営業担当員にご相談ください。